

第3期かながわ水源環境保全・再生 実行5か年計画

- 豊かな水を育む森と
清らかな水源の保全・再生のために —

平成28年11月

ごあいさつ



神奈川県は、工業化や都市化による人口の増加に伴う水需要の急増に対応するため、相模ダムの建設を始めとして早くから水源開発に努め、平成13年の宮ヶ瀬ダムの完成をもって、経済の発展や豊かな県民生活を支える水資源の供給体制を整えることができました。

しかし、水を育む水源環境に目を向ければ、丹沢を始めとする水源地域の森林では手入れ不足による荒廃が進み、ダム湖では生活排水などによる水質汚濁が問題となっていました。

いのちの源である水を、将来にわたり安定的に県民の皆様が利用できるようにするためには、水源地域の自然環境が再生可能なうちから保全・再生に取り組む必要があります。

そのため、神奈川県では平成19年度以降20年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱に基づいた第1期と第2期の「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、特別な対策を推進してまいりました。これまで、県民の皆様にご負担いただいている個人県民税の超過課税を活用し、荒廃した森林の整備や生活排水対策などに取り組んだことにより、森林では下草の生長が見られ始め、ダム湖上流の地域では生活排水処理率が向上するなど、効果が現れてきています。

しかし、施策導入時には予見されていなかった新たな課題も生じています。県西地域では脆弱な地層の崩壊によって森林土壌の流出が発生したり、また、シカの分布域が箱根山地などに拡大することで、シカの採食による森林の下草への影響も懸念されています。

施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、長期の継続的な取組が必要です。そこで、「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を策定し、平成29年度以降も特別な対策を継続することとしました。第3期計画では、これまでの取組を基本的に継続するとともに、新たな課題にも取り組んでまいります。

かけがえのない県民共通の財産である水源環境を守り、これまで築き上げてきた豊かな水資源を次の世代に引き継いでいくことは、私たちの重要な責務です。今後とも、水源環境の保全・再生に全力を挙げて取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成28年11月

神奈川県知事 為末祐治

目次

はじめに	1
第1章 5年間の取組の進め方	3
1 水源環境保全・再生の取組の基本認識	3
2 計画の基本事項	4
第2章 水源環境の保全・再生に向けた特別の対策	6
1 第1期及び第2期計画の成果と課題、第3期計画における特別の対策	6
2 第3期計画における特別の対策事業の内容	9
「1 水源の森林づくり事業の推進」	10
「2 丹沢大山の保全・再生対策」	14
「3 土壌保全対策の推進」	16
「4 間伐材の搬出促進」	18
「5 地域水源林整備の支援」	20
「6 河川・水路における自然浄化対策の推進」	22
「7 地下水保全対策の推進」	24
「8 生活排水処理施設の整備促進」	26
「9 相模川水系上流域対策の推進」	30
「10 水環境モニタリングの実施」	32
「11 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」	34
第3章 事業費と財源措置	36
1 第3期計画の事業費及び新規必要額	36
2 水源環境保全・再生に向けた特別対策の財源措置の考え方	37
参 考	
1 5年間に取り組む事業の全体像	39
2 次期「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に関する意見書	45
3 特別対策事業 第2期計画と第3期計画の対比	52
4 第3期計画のとりまとめ経過	54

はじめに

○ これまでの経緯

神奈川県では、昭和13年に相模ダムの建設を計画してから60余年にわたり4つのダムを建設し、戦後の人口増加と工業化の進展を支え、県民の豊かな生活の基礎を築いてきました。

平成13年3月に宮ヶ瀬ダムが完成し、県民が将来にわたり必要とする水を確保するための施設は概ね整いましたが、一方で、都市化の進展に伴い、水源地域も含め本県の水をめぐる環境は、徐々に劣化が進んでいきました。深く傷ついている水源環境を放置すれば、安全・安心な水利用は損なわれ、深刻な事態になるものと憂慮されたことから、本県の水資源対策を、「水量の拡大を目的とした水源開発」から「既存水源の維持と質の向上を目的とした水源環境の保全・再生」へと、移行する必要がありました。

そこで、平成12年から5年間にわたり、今後の水源環境保全・再生のあり方について、県民の皆様をはじめ、市町村、水道事業者の方々、さらには県議会における論議など、様々な形で議論を重ね、平成19年度以降の20年間における水源環境保全・再生の将来展望と施策の基本方向について「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」として取りまとめました。

施策大綱では、水源環境の保全・再生に関し、「さらに充実・強化した取組を体系的に、かつ長期にわたって継続的に推進していくためには、安定的な財源の確保も含め、県民全体で水源環境保全・再生の取組を支える新たな仕組みが必要」としています。この考え方のもと、5年間で取り組む特別の対策事業について「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」として取りまとめるとともに、計画実行の裏付けとなる安定的な財源を確保するための個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を導入し、県民の皆様特別なご負担をいただきながら、第1期、第2期と実行5か年計画を展開してきました。

水源環境保全・再生の取組は、平成26年に施行された水循環基本法が掲げる健全な水循環の維持又は回復を積極的に進めるといった基本理念を先取りし、県民全体で取り組んできたものです。

○ 第3期計画の構成

この「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」は、豊かな水を育む森と清らかな水源の保全・再生のために、平成29年度からの5年間に取り組む特別の対策について明らかにしたもので、第1章では、取組の基本認識や計画の目的・計画期間など実行5か年計画の基本事項を、第2章では、第1期及び第2期実行5か年計画における特別対策事業の成果と課題並びに「第3期実行5か年計画」で取り組む11の特別対策事業のねらいや事業内容等を明らかにし、第3章では、「第3期実行5か年計画」における水源環境保全・再生における特別対策の事業費及び財源措置の考え方について示しています。

巻末には、この5か年計画で取り組む特別対策事業を含めた水源環境保全・再生施策の全体像と県民の意志を基盤としてこの水源環境保全・再生施策を推進する仕組みである「水源環境保全・再生かながわ県民会議」からの第3期実行5か年計画策定に向けた意見等を掲載しています。

